

9月号

おおもり 青色便り



No.0570

一般社団法人 大森青色申告会

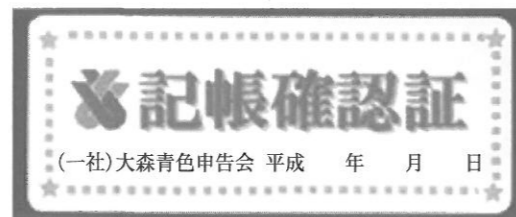
平成24. 9. 1



10月1日(月)～10月17日(水)は 記帳確認月間です (予約制)

10月1日(月)から10月17日(水)まで、帳簿の健康診断である記帳確認を申告会事務局で実施します。確定申告時期になって慌てない為にも、必ずこの期間に記帳確認をお受けいただきます様ご案内申し上げます。記帳確認を受けられた方には「記帳確認証」を帳簿に貼らせていただきます。調査の際に微力ながらお役に立つと思えます。

特に消費税課税事業者の方、青色申告特別控除65万円を選択されている方等は記帳の重要性が求められます。消費税の課税事業者は帳簿の記載が無かったりすると税務調査で否認されてしまいます。また、パソコンで記帳を始めた方、新しく申告会に加入し記帳の内容に不安のある方は必ずこの期間にご相談下さい。記帳確認を受けて正しい記帳と正しい申告を心がけましょう。



日時 平成24年10月1日(月)～10月17日(水) (土日祝日は除く)
午前 9時～11時まで
午後 1時～3時30分まで お1人10分～20分位かかります
会場 (一社)大森青色申告会 事務局
持参いただくもの 帳簿 弥生会計で記帳している方はデータでも可
申込 予約制なので事務局にご連絡下さい TEL 3771-8859

夏休みのお知らせ

9月18日(火)から21日(金)は夏休みとさせていただきます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解ご協力をお願いいたします。



みんなの広場



平成25年度 税制改正要望運動にご協力をお願いします

平成23年度に行った税制改正要望運動が実現!!
青色申告会が行っている固定資産税・都市計画税に係わる要望は平成24年度も実現しています。

青色申告会では、毎年、固定資産税と都市計画税の軽減措置の継続についての要望運動を行っています。私たちの声を東京都議会に届けるため、ご地元の都議会議員の方々に別紙「陳情はがき」をお出して、要望の実現を目指しましょう。

==要望事項==

- 1 小規模住宅用地(200㎡以下)の都市計画税を、2分の1に軽減すること。
 - 2 小規模非住宅用地(400㎡以下)の固定資産税と都市計画税を、2割軽減すること。
 - 3 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げること。
- ※上記軽減措置は23区内に所在する土地について一定の要件のもとで、軽減措置が適用されます。

支部・部会総会終了報告

7月2日に一般社団法人となって初めての支部・部会の総会が下記の日程において終了いたしました。

大森東支部	7月20日(金)	大森西支部	8月9日(木)
入新井支部	7月20日(金)	新井宿支部	7月23日(月)
馬込支部	7月27日(金)	池上支部	8月3日(金)
青年部	7月19日(木)	女性部	7月18日(水)

弥生会計便利テクニック①

弥生会計の画面の文字が小さくて困っていませんか?



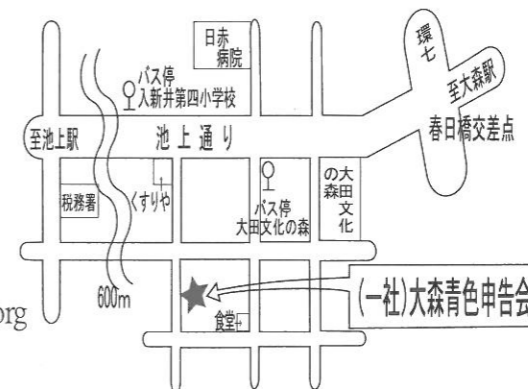
弥生会計の画面の文字が小さい時に、文字を大きくする方法です

1. 画面上部のメニューバーの【ファイル】又は【オプション】→【環境設定】と進みます
2. 上のタブから【表示の設定】を選び、【フォント】の右にある【変更】をクリックします
3. サイズを10～11位に変更し、OKをクリックします(数字が大きい程字が大きくなります)
4. もう一度OKをクリックし、【環境設定】を終了します
5. 【はい】をクリックします
6. 現金出納帳などを開いて、文字が大きくなったことを確認して下さい

注意! 文字のサイズを大きくしすぎると、画面からはみ出してしまうことがあります
その場合は、再度文字サイズの変更を実施して下さい

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
URL: <http://www.oomori-airo.org>
Eメール: airo-o@nifty.com



時 予 約 制	無 料 法 律 相 談 日
申 事 務 局 順 以 下 30 分 位	無 料 保 險 相 談 日
申 込 日	九 月 十 三 日 (木)
申 込 日	九 月 二 十 七 日 (木)
申 込 日	十 月 四 日 (木)

▶ 都税事務所からのお知らせ

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税に関する納税証明書（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、**①領収証書の原本（領収印のあるもの）**
②申告書の控え（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理係・納税証明担当）の窓口までお持ちください。

※②は、法人事業税、地方法人特別税、法人都民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

項番	証明の種類	申請先事務所
1	納税証明（一般用） （自動車税以外）	全都税事務所、都税支所、支庁
2	納税証明（一般用） （自動車税）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所
3	滞納処分を受けたことのないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁
4	酒類製造販売の免許申請のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁
5	自動車税納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁 都税総合事務センター及び自動車税事務所

【お問い合わせ先】 各都税事務所（徴収管理係・納税証明担当）

マル経融資のご案内

安心して借りられる 国の融資制度です

◎小規模事業者経営改善資金 担保・保証人不要

融資限度額 一千五百万円以内
返済期間 運転資金 七年以内
設備資金 十年以内
年 利 一七五％（八月九日現在）
支払った利息の30％を三年間大田区から補助されます。

「この融資限度額・返済期間の取扱は平成二五年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです」

融資対象

- *従業員二十人以下（商業サービス業五人以下）の法人、個人事業主の方
- *商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組み方
- *所得税・法人税・事業税・住民税等、対象となる税金を完納している方

◎経営上の悩み相談
窓口専門相談をご利用ください。
・法律相談・税務相談・労務相談（予約制・無料）
*本相談は、経営に関する相談に限定しております。
*会員・非会員の方問わずご利用できます。

◎ご相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部まで
大田区南蒲田一―二〇―二〇
大田区産業プラザ五階
電話（三七三四）一六二一

着任のごあいさつ



大森税務署長
佐々木 保文

初秋の候、一般社団法人大森青色申告会の会員の皆様方には、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

私は、この度の人事異動により東京国税局調査部から転任して参りました佐々木でございます。前任の道端署長同様よろしくお願ひ申し上げます。

貴会におかれましては、税務行政に対しまして深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。日頃から青色申告の普及活動及び税の啓蒙活動を活発に展開されていると聞いており、九頭見会長をはじめ、役員及び会員の皆様方の熱意と御努力に対し、心から敬意を表します。

さて、税を取り巻く環境は大きく変化しており、納税環境設備の

一環として国税通則法が改正され、平成二十五年一月から定められた税務調査手続に基づいて調査を実施することとなります。

また、平成二十六年一月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大され、事業所得、不動産所得又は山林所得の生ずべき業務を行う全体的の方が対象となります。今後、対象となる方に広報や説明会を行う予定ですが、青色申告会の皆様には、なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さらにe-Taxにつきましては、一層の普及と定着に取り組みることとなっております。引き続き青色申告会の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、一般社団法人大森青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



副署長（総務担当）
和田 和也

（一社）大森青色申告会の皆様には、日頃から税務行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り、心から感謝申し上げます。大森署は初めての勤務となりますが、前任の久保同様よろしく申し上げます。

前任地 麴町税務署 副署長
出身地 千葉県
趣味 ギター・ウクレレ



個人課税
第1部門統括官
清水 寿成

大森青色申告会は、活発な活動を展開されている素晴らしい会と伺っています。大森署勤務は初めてですが、一日も早く慣れ、皆様と共に頑張りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

前任地 玉川税務署
個人課税第1部門統括官
出身地 神奈川県
趣味 ウォーキング



個人課税
第1部門指導上席
齊藤 啓児

一日も早く管内事情を把握し、皆様のお役に立てるよう頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

前任地 大森税務署
個人課税第3部門
出身地 北海道
趣味 アウトドア



今年の申告はe-Taxで
住民基本台帳カードの取得をお願いします。